

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の会議の運営方針

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（１）

1. これまでのコーポレートガバナンス・コードへの対応状況

（高い実施（コンプライ）率）

本年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの適用開始を受け、各上場会社によるコーポレート・ガバナンス報告書の提出が進んでいる。これまでのところ、各原則が実施（コンプライ）されている率は高く、独立社外取締役の導入が進んでいるほか、株式の政策保有についての方針の開示も進捗が見られる。

これらの高いコンプライ率等が、真に実質を伴ったものとなっているのかは、本フォローアップ会議においても、更に検証していく必要があるが、同時に、企業と投資家との間における対話の過程においても、深度ある建設的な議論が行われることを期待したい。

（エクスプレインへの取組み）

これまで提出されたコーポレート・ガバナンス報告書に関して、コンプライすることを所与のものとして、説明（エクスプレイン）することを躊躇する傾向も見受けられるが、形だけコンプライするよりも、コンプライしていない理由を積極的にエクスプレインする方が、評価に値するケースも少なくないとの指摘が多く出された。一方、現状では、例えば、当社においてはむしろコンプライしない方が企業価値の向上につながるといった形での、踏み込んだエクスプレインが足りていないのではないかという指摘もなされた。

また、コンプライしつつ、あわせて具体的な取組みについてエクスプレインしているものもあり、こうした姿勢は企業と投資家との間の建設的な対話に資するものであることから、他の企業においても参考とされていくべきではないかとの指摘があった。

エクスプレインの方法等については、以上のような指摘等を踏まえ、各企業において更なる工夫が行われていくことを期待したい。

2. 今後のフォローアップ会議の運営方針

今後のフォローアップ会議の運営については、当面、月 1 回のペースで開催し、その都度、テーマを設けて、

- ・ ガバナンス体制の強化が、形式だけでなく、実質を伴ったものとなっているか
- ・ ガバナンス体制の強化が中長期的に経済の好循環につながっていくものとなっているか
- ・ 企業と投資家の対話が建設的な形で進んでいるか

といった観点から議論・検証することとする。

今後の議論の中で、コードの趣旨に照らして、注意喚起をしておくことが適当と考えられる事項や、ベストプラクティスと考えられる事例等が出てきた場合には、その都度、機動的にフォローアップ会議としての意見書を取りまとめて公表することとしたい。

内外の関係者において、フォローアップ会議で議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関する意見があれば、事務局までお寄せいただきたい*。

* 意見募集の詳細については、金融庁ウェブサイト（下記リンク）を参照。

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150924-1.html>

なお、9月24日の第1回フォローアップ会議においては、以下の問題提起があったが、これらについては、更にフォローアップ会議において議論を重ねていくこととしたい。

- ・ 取締役会の役割

各企業の取締役会が、コーポレートガバナンス・コードに言う「独立した客観的な立場」（原則4-3）を真に実現していると表明するためには、単に独立社外取締役の設置ということにとどまらず、監督と執行の分離のあり方等を含めたガバナンス全体のあり方についての真剣な検討と、それに基づいたガバナンス体制の全般的な見直しが必要となるはずである。こうした検討や見直しが、どこまで各企業において行われているのか。

- ・ 経営陣トップの選解任

コーポレートガバナンスを考える上で、経営陣トップの選任や解任は極めて重要な問題である。後継者計画（サクセッションプラン）の策定や、それに基づく経営陣トップの選任・解任はどのように進めていくべきなのか。

- ・ 株式の政策保有

株式の政策保有の水準は、歴史的に見ると、ピーク時（1990年代初頭）に比べ低水準にあるが、現在でも、なお一定の水準にある。金融機関については政策保有の方針の開示が進んでいるケースも見られるが、事業法人による対応等も含め、今後の推移等はよく検証していく必要があるのではないか。

- ・ 企業と機関投資家との対話

機関投資家には、企業経営者に「気づき」を与えるような、企業との質の高い対話が期待されているにも関わらず、現状において、国内における対話はそのような水準に達していないのではないか。また、資産運用者（アセット・マネージャー）に運用を委託している資産保有者（アセット・オーナー）としての機関投資家の役割も重要ではないか。さらに、議決権行使助言会社の推奨やその活用のあり方についても、検証していく必要があるのではないか。